



鳥取県の野鳥で 低病原性鳥インフルエンザ検出

鳥取県東伯郡で捕獲された野鳥の生体1検体からH7N7亜型、さらに同県鳥取市で採取された野鳥の糞便からH5N1亜型の低病原性鳥インフルエンザが検出されました

また、韓国では昨年10月以降、野鳥及び糞便において50例以上の低病原性鳥インフルエンザウイルス（H5及びN7亜型）が継続的に検出されており、依然として国内への侵入リスクが高い状況です。

**飼養衛生管理基準を遵守し、
高病原性鳥インフルエンザなどの対策の再徹底をお願いします。**

★病原体の侵入防止のため、手指の洗浄や靴の消毒、鶏舎ごとの靴を設置、車両の消毒、防鳥ネットの破れがないかを再確認してください。

★鶏舎周囲、衛生管理区域周囲に石灰散布をするなど、適切な消毒を実施してください。

いつもと様子が違う時は、早期の通報をお願いします

1日の死亡率が前21日平均の2倍以上



家畜保健衛生所にご連絡ください

(その他、下記のような場合もご連絡ください)

- ・5羽以上の鶏がまとまってうずくまっている、死んでいる
- ・脚部の皮下出血、肉垂の出血・壊死、突然の沈うつといった症状が見られる

中央家畜保健衛生所

〒501-1112 岐阜市柳戸1-1

TEL: 058-201-0530 FAX: 058-201-0531

(平日時間外・休日の緊急連絡先: 090-7024-5269)

E-mail: c24502@pref.gifu.lg.jp

